

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県職員人材開発センターの自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年1月30日

鳥取県総務部職員人材開発センター所長

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県職員人材開発センター自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

鳥取県職員人材開発センター庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水（缶、紙パック等密閉容器のものに限る）の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

鳥取県職員人材開発センター2階ロビー 1台

(4) 契約（設置）期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び期間の延長は行わない。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。
- (2) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 本件公告日から同年2月28日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (7) 本件公告日までの過去1年間に、食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

3 参加方法

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県職員人材開発センター自動販売機設置事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）により、提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）を作成し、持参又は送付すること。

(1) 募集要項の交付

本件公告日から令和5年2月28日（火）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/6432.htm>）（以下「ホームページ」という。）から入手すること。ただし、これにより難い者には次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

本件公告日から令和5年2月28日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒680-0024 鳥取県鳥取市玄好町209番地

鳥取県総務部職員人材開発センター

電話 0857-23-3291、電子メール jinkai-center@pref.tottori.lg.jp

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間及び提出時間

令和5年2月1日（水）から同月28日（火）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

イ 提出場所及び提出方法

（1）のイの場所に持参又は送付すること。

なお、送付の場合は、提出期間内に必着すること。（以下同じ）

ウ 提出書類及び提出部数

（ア）提出書類

提案書（様式第1号）及び添付書類（任意様式）

（イ）提出部数

正本1部及び副本5部（副本は複写可とする。）

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出先及び提出方法

質問書（別添様式）を作成し、電子メールにより（1）のイの場所に提出すること。

なお、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

イ 質問受付期間

本件公告日から令和5年2月15日（水）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

ウ 質問への回答は、令和5年2月17日（金）の午後5時15分までにホームページにおいてまとめて公表する。

4 審査会の設置

- (1) 鳥取県総務部職員人材開発センター（以下「センター」という。）は、鳥取県職員人材開発センター自動販売機設置事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の内容を審査し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は、審査委員4名で構成する。
- (4) 審査にあたり、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

5 評価方法

審査会において、鳥取県職員人材開発センター自動販売機設置事業者選定評価要領に基づき審査を行う。

6 選定方法

- (1) 5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (2) 選定結果については、3月中旬頃までにホームページにおいて公表する。
- (3) このプロポーザルへの参加者で、9の(1)により提出書類を無効とされなかった者が1者である場合、その者を最優秀提案者とし、5による評価は行わない。

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第17条第1項第1号に定める公有財産借受申請書（様式第13号）を徴して契約を締結する。この協議には、提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

- (1) 提案書等の無効
2の参加資格のない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (2) 参加費用
このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 著作権の取扱い
県は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) 契約の解除

契約の相手方（以下「設置事業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。

なお、設置事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由にセンターが契約を解除するときは、設置事業者は違約金として募集要項により算出した貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額をセンターに支払わなければならない。

また、設置事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者の場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) その他

詳細は、募集要項による。